

## 附属設備器具使用料

区分	品名	単位	使用料
舞台設備	平台	枚	1 6 0 円
	演台	台	5 5 0 円
	司会者用台	台	3 3 0 円
照明設備	ボーダーライト	列	5 5 0 円
	ホリゾンライト	列	1, 3 2 0 円
	シーリングスポットライト	列	2, 6 4 0 円
	フロントサイドスポットライト	式	1, 9 8 0 円
	ピンスポットライト	台	1, 1 0 0 円
	その他の照明器具	台	1 7 0 円
音響設備	拡声装置（スピーカー）	式	2, 2 0 0 円
	マイクロホン	本	5 5 0 円
	録音再生機器	台	5 5 0 円
映像設備	スクリーン	式	2, 2 0 0 円
	1 6 mm 映写機	台	3, 3 0 0 円
	ビデオプロジェクター	台	3, 3 0 0 円
	映像再生装置	台	1, 1 0 0 円
その他	視聴覚音響装置	式	1, 1 0 0 円
	オーバーヘッドプロジェクター	台	5 5 0 円
	スライドプロジェクター	台	1, 1 0 0 円
	移動式ビデオプロジェクター	台	2, 2 0 0 円
	移動式スクリーン	台	5 5 0 円

### 備考

- 1 この表の定める附属設備器具の使用料は、1日あたりの仕様に係る金額とし、2日以上使用する場合は、その日数を乗じて使用期間全体の使用料を算出するものとする。
- 2 条例別表第1備考第5項及び第6項の規定に基づく使用料の加算は、附属設備器具の使用料には適用しない。